

意見書第1号

「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書

上記の議案を読谷村議会会議規則（昭和62年読谷村議会規則第1号）第14条第1項及び第3項の規定により提出します。

令和6年3月22日提出

読谷村議会 議長 伊波 篤 殿

提出者 読谷村議会文教厚生常任委員会  
委員長 松田昌邦

## 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書

義務教育費国庫負担金制度は、地方自治体の財政状況に左右されず教職員の安定確保のため、給与の一部を国が負担する制度である。今日の教育の抱えている課題を解決するためには、地域や子どもの状況を踏まえた様な教育活動が推進できるよう、「当事者」である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善する事が喫緊の課題であり、そのためにも国における財政的保障は絶対的責務であります。義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として、完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなしています。

しかしながら、昭和60年度以降、義務教育費国庫負担制度の見直しを断続的に行われ、これまで旅費、教材費、恩給費、共済費、公務災害補償基金、退職手当及び児童手当等義務教育に係る経費を相次いで一般財源化した経緯があります。さらに、2006年の三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は「2分の1」から「3分の1」に引き下げられました。日本のGDPに占める教育費の割合は、2020年においてOECD加盟国38カ国の中で下位となっているのが現状です。

現在、教職員給与費のさらなる一般財源化ばかりか義務教育費国庫負担金全額の一般財源化を推し進めようとする動きもあります。もし、義務教育費国庫負担が無くなれば、自主財源の厳しい地方公共団体においては、義務教育に十分な予算を回す事ができなくなり、自治体の財政状況によって教育条件に大きな格差が生じます。また、多くの離島へき地校を抱える本県は非常に深刻な状況に置かれる事を危惧するものです。

教育に地域格差があってはなりません。憲法に保障された義務教育においては、全国均質の教育条件の実現に向け国の責任で保障すべきです。

このような状況を認識していただき、すべての子どもたちの教育条件整備のため、下記事項の実現に向け意見します。

### 記

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担金制度を堅持し、早急に国の負担を2分の1への復元と教育関係予算を増額し、教育環境を充実させること。
- 2 意欲と情熱を持って教育に取り組む優れた教員を確保するため、勤務実態を踏まえた教員の処遇改善に努め学校現場での必要な教職員を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年3月22日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長